

京都市山科地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 京都市山科地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、山科地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、山科地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 山科地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償旅客輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 山科地域の公共交通の利用促進及び利便性向上に関する事項
- (4) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

(構成委員)

第3条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 京都市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表
- (5) 近畿運輸局
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 道路管理者
- (8) 京都府警察
- (9) 学識経験者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、第5条第1項に定める会長が会議の運営に必要と認める者

2 委員は、第1項各号に掲げる者のうち、市長が依頼し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 会議に会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、委員の中から会長が予め指名する者がその職務を代理

する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、会長及びその職務を代理する者が存在しない場合、第3条第1項第1号に定める者が会議を招集する。

3 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、同一の会社、団体、機関等に属する者を代理人として出席させ、議決等を委任することができる。

4 会議は、委員（代理人を含む。）の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

5 会議の議決を要する事項については、出席委員（代理人を含む。）の過半数でこれを議決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 第4項の規定にかかわらず、会長は、特に必要があると認める場合は、会議を書面により開催することができる。この場合において、前項中「出席委員（代理人を含む。）」とあるのは「委員」とする。

7 第5項の規定にかかわらず、「地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン」5.

（3）会議等における検討プロセスに基づく協議結果は、会議の議決があったものとする。

8 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は非公開で行うものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を依頼し、意見を聴取することができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議の協議結果について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室及び京都市山科区役所地域力推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月17日から施行する。